

保医第358号
令和2年5月1日

各経済団体の長 様

岐阜県健康福祉部保健医療課長

「みんなでマスクを作ろう！運動」における
マスクの買い取りへのご協力について

新型コロナウイルス感染症の対策においては、多大なるご尽力と協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、「みんなでマスクを作ろう！運動」を展開し、個人に向けてマスクの着用と布マスクの自作を励行することとしています。その一環として、別添のとおり企業や団体等が製造した布マスクを県が購入することで、マスク製造を促進するとともに、購入した布マスクを福祉施設に配布することで福祉施設での感染防止を促進したいと考えています。

つきましては、この運動の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただくとともに、会員の皆様をはじめ、関係者への本運動をご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

担当所属	岐阜県 感染症対策チーム P P E 対策班		
担当係長	長屋	担当	小林、岩野
内線番号	058-272-1111 (内線 2774)		

「みんなでマスクをつくろう運動」布マスク買取り事業募集要項

1 概要

県では、県内事業者・団体が製造する布マスクを買取り、県内福祉施設の従事者や利用者の方などに、無償で配布する。

2 買取り期間

5月18日（月）から7月17日（金）までの2か月間
（募集期間）5月1日（金）から5月13日（水）まで

3 買取り条件

(1) 製造する事業者の条件

県内に本社（個人事業主の場合は住所）や団体の本部があり、かつ製造拠点等を有している事業者や団体であること（営利・非営利を問わない）。

(2) 買い取る布マスクの条件

- ① 事業者の県内製造拠点等で、新たに製造したものであること（委託製造したものは対象としない。また、在庫の買取りも行わない。）。
- ② 1事業者あたり1種類とする（同じ素材・形状で異なる柄は可）。
- ③ マスクの柄は、原則として無柄、チェック、ストライプ等とし、イラストは避けること。
- ④ 再利用可能な布マスク（ガーゼ等の素材でできたもの）であること。
- ⑤ 顔との隙間をふさぐ構造で、くしゃみや咳による飛沫の飛散を防ぐ構造であること。
- ⑥ 素材の残留ホルムアルデヒドが75ppm以下であること（生地メーカーにお問い合わせください）。
- ⑦ 1枚1枚が個包装となっていること。

(3) 買取りの単価等

① 単価

1枚あたり 500円（子ども用 300円）まで

- ・消費税、納品場所までの輸送費を含む。
- ・当該事業者が、同様の布マスクを1枚あたり500円以下で販売している場合は、その価格を上限とする。

② 買取り枚数

1事業者あたり 100枚以上3,000枚以下

- ・買取り目標を超える申し込みがあった場合は、上限枚数を引き下げる。
- ・上限を引き下げた場合の買取り枚数は、申込者に対して別途通知する。

(4) その他

Twitterアカウントを保有している場合は、県のアカウント（minnademasku）をフォローし、マスクの製造状況等を投稿すること。

4 買取りの申し込み

(1) 申込方法

みんなでマスクを作ろう！運動

別紙様式「みんなでマスクを作ろう！運動 マスク買取り申込書」にサンプルを1つ添えて、郵便又は持参により（2）に提出すること。

※ 申込書ダウンロード (<https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/minnademasuku.html>)

（2）申込先

〒500-8750 岐阜市藪田南2-1-1（岐阜県庁舎2階）
岐阜県健康福祉部健康福祉政策課
感染症対策チームPPE対策班あて

（3）申込期間

5月1日（金）～5月13日（水） 午前8時30分～午後5時
（県の機関の休日を除く。）

（4）その他留意事項

- ① 申込書類およびサンプルは、返却しない。
- ② サンプル提出の対価は支払わない。

5 売買契約の締結

- （1）3の買取り条件を満たし、県が使用可能と認めたサンプルを提出した事業者と契約する。
- （2）契約方法については、県の所定の様式に従うこと。
- （3）県の買取り目標を超える申し込みがあった場合は、3（3）②の上限枚数の引き下げを行うこと。
- （4）契約にあたり、県と取引実績がない事業者は、債権者登録票を提出すること。

6 納品方法

- （1）岐阜県庁又は最寄りの県総合庁舎のいずれかとし、契約締結時に県が指定する。
- （2）6月17日（水）までに契約枚数の半数以上を、7月17日（金）までに契約枚数全てを納品すること。
- （2）布マスク30枚を1セットとして梱包すること。

7 代金支払い時期

代金は全ての布マスクの納品・検査が終了した後に支払う。

【連絡先・問い合わせ先】

岐阜県健康福祉部健康福祉政策課
感染症対策チーム PPE対策班

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 058-272-1111（内線2774）

別紙様式

みんなでマスクを作ろう！運動 マスク買取り申込書

岐阜県感染症対策チーム P P E対策班 様

事業者・団体名 (個人の場合は氏名)	
所在地 (個人の場合は住所)	
製造拠点等所在地	
担当	
連絡先	

マスクの買取りを希望するので、サンプル1つを添えて申し込みます。

なお、買取りを希望するマスクは、当社（団体）が新たに直接製造するものであること、県が指定する買取り条件を満たすことに相違ありません。

○ 買取り申込枚数

買取りを申し込む枚数を記載してください。なお、買取り枚数は、1事業者あたり100枚以上3,000枚以下です。

大人用	子ども用	納品期限
枚	枚	6月17日まで
枚	枚	7月17日まで

県の目標数を超える申し込みがあった場合は、上限の引き下げなどにより、多くの申し込み者から買取りができるよう調整することがあります。

○ 単価（消費税込み。納品までの輸送費を含む。）

	大人用（1枚当たり）	子ども用（1枚当たり）
買取り申込単価	円	円
通常販売単価	円	円

※ チラシ、インターネットサイトを印刷したものなど、通常の販売価格を確認できる資料を添付してください。

新たに製造する事業者で、通常の販売をしていない場合は、これから販売する際の予定単価を記載するとともに、販売決定後速やかに販売価格を確認できる資料を送付してください。